

## [事案 2022-217] 死亡保険金割増支払請求

・令和 5 年 6 月 14 日 裁定終了

### <事案の概要>

既払込保険料に対して死亡保険金額が大きく下回ること等を不服として、死亡保険金額を既払込保険料の 70%以上として支払うことを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者および契約者を自分の配偶者、死亡保険金受取人を自分として、平成 20 年 11 月および平成 21 年 6 月に契約した終身保険について、保険料払込期間満了後に配偶者が死亡したため死亡保険金が支払われたが、既払込保険料の総額よりも 500 万円以上少ない金額しか支払われなかった。しかし、以下の理由により、既払込保険料の 70%以上の金額を死亡保険金として支払ってほしい。

- (1) 死亡保険金額が既払込保険料の総額よりも 500 万円以上下回るのは、社会通念上常軌を逸している。
- (2) 保険証券等には、保険料払込期間満了後に死亡保険金が減額されることが明記されておらず、説明を受けた形跡もない。
- (3) 勧誘文書や設計書等を見ても、有利な条件だけを並べ、不合理な本質は隠しており、誤認を招いている。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者のメモによれば、保険料払込期間満了後に死亡保険金が減額されることが説明されていたと推測される。
- (2) 契約時、申立人配偶者に複数の保険商品を提示したところ、「死んだ時よりも生きている時の入院保障が大事」と言い、申込みを行った。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が既払込保険料の 70%以上の金額を死亡保険金として支払うことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。